

大子町人・農地プラン【大子1地区】(大子・浅川地区)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大子町	大子1地区(大子・浅川)	令和3年3月26日	令和5年3月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	92ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	68ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	23ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.9ha
(備考)	

注:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載しています。

2 対象地区の課題

- ・農業従事者の高齢化が進んでおり、今後の地域農業の担い手も不足している。新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・耕作放棄地が今後増加することが懸念される。
- ・イノシシによる耕作地の掘り起こしや農作物の食害など、有害鳥獣被害が生じている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・大子地区の農地利用は、中心経営体である認定新規就農者1経営体と基本構想水準到達者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・地区内の自給的農家の農地については、現在の耕作者により営農継続していく。
- ・浅川地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等10経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・地区内の自給的農家の農地については、現在の耕作者により営農継続していく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	浅川
認農法		飼料作	2.5 ha	飼料作	2.5 ha	浅川
認農		-	- ha	茶	0.5 ha	浅川
認農		-	- ha	飼料作	0.2 ha	浅川
認農		水稻	0.8 ha	水稻	0.8 ha	浅川
認農		果樹	1.6 ha	果樹	1.8 ha	浅川
認就		水稻	0.8 ha	水稻	1.5 ha	大子
到達		果樹	0.7 ha	果樹	0.7 ha	大子
到達		果樹	1.0 ha	果樹	1.0 ha	浅川
認農		果樹	1.5 ha	果樹	1.5 ha	浅川
到達		果樹	0.4 ha	果樹	0.4 ha	浅川
認就		和牛繁殖・飼料作	0.7 ha	和牛繁殖・飼料作	2.0 ha	浅川
計	12 人		10.3 ha		13.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載しています。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年後の意向を記載しています。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載しています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 猟友会と連携しイノシシ等の捕獲を進めるとともに、侵入防止柵の設置等により被害を未然に防止する取組を進める。</p>
<p>作物や地形に応じた農業用機械の活用事例の収集と情報共有を進め、作業効率の向上を目指す。</p>
<p>地形に応じた収益性の高い作物への転換を模索し、農業所得の向上を目指す。</p>